

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 弥藤吾行田線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>一番三地先まで</p> <p>行田市大字上池守字八木沼一三</p>	<p>二番一地先から</p> <p>行田市大字上池守字八木沼三〇</p>	<p>番一地先から</p> <p>行田市大字上池守字畑通七三八</p> <p>五番三地先まで</p> <p>行田市大字上池守字堀向通七七</p>	<p>区 間</p>
<p>五二・三三二</p>	<p>二七・六〇〇</p>	<p>七・五〇〇</p> <p>一三・二二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八七・三三二</p>		<p>四〇七・三二</p>	<p>延長 (メートル)</p>
			<p>備 考</p>